

平成20年度 第2回

公 共 事 業 等 審 査 会

会 議 録

兵庫県民会館 7階 福

平成20年7月9日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局技術企画課)

平成20年度 第2回 公共事業等審査会

1 開 会

2 平成20年度第2回公共事業等審査会

(1) 前回審査会からの追加説明

1) 事務局からの報告事項

事務局

お待たせいたしました。ただいまから、平成20年度第2回の公共事業等審査会を開催させていただきます。

本日のご出席の委員の皆様につきましては、お配りしている名簿をご参照ください。
まだお見えでない委員もいらっしゃいますが、会議を始めさせていただきます。

(配 付 資 料 確 認)

それでは、議事に移らせていただきます。

本日は、6月23日に開催しました第1回審査会で質問を受けた事項や、説明をいたしました新規事業3件の審査を行い、そのあと休憩をはさみまして、今回対象事業全体についての審査結果の取りまとめをお願いしたいと考えております。

協議の時間が十分割り振れるよう効率的な説明に努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

それでは、ご指名によりまして進行役を務めさせていただきます。

では、次第の2(1)前回の審査会で出されました質問について、「追加資料」の説明をお願いいたします。

2) 河川事業について

事務局

お手元の資料の「追加資料」の中で、河川というインデックスがありますが、その資

料に沿って、説明させていただきます。座って説明いたします。

資料と同じものを前の画面のパワーポイントで提示し、それに沿った形で説明いたします。よろしくお願いいたします。

最初に「船場川の状況」ということでまとめています。前回説明で若干、説明不足等がございましたので、改めて説明させていただきます。

河整 1 ページの下の図は、船場川全体の模式図で、整備状況を示したものでございます。右側が下流で、一番下の表で、赤く塗っている部分が未改修という表示をさせていただきます。

下流から整備を進めてまして、河口付近は高潮対策事業で昭和43年から、約2.6km整備済みで、その上流部分を現在、整備を進めてまして、事業区間全体が約1.5kmほどありますが、下流部の約675mが19年度末で概ね完成してまして、場所で見ますと、姫路バイパス付近から上流にかけて赤の部分が、現在未改修の状況でございます。表の一番下に、現況流下能力ということで、確率年で表示してありますが、下流部分については、治水安全度の1/100及び1/30で整備が終わってまして、未改修部分のJRの山陽本線から下流部分については、概ね1/10程度の流下能力である状況です。

それから、JRから上流部分、特に城北地区につきましては、未改修の状況で、流下能力が概ね1/2程度、流量で10m³/s程度の能力である状況です。先般もご説明させていただいたように、特にこの上流、城北部分の流下能力が小さくて、16年の台風23号等でも大きな浸水被害が出た要因の一つになっています。

次の2ページの城北地区の状況ですけど、上に写真を何点かつけていますが、小さい図面で恐縮ですが、写真も合わせて見ていただきたいと思います。

川を挟んで、ほとんど人家が隣接、近接するような状況で、密集している状況でして、川の改修については、基本は河道で対応するという考え方ですが、川の両側が人家が密集しているような状況では、約4.6kmぐらいある河道拡幅等で改修を行いますと、相当な事業費、用地補償等も含めても多大な事業費がかかるのと、あわせて非常に長時間改修に時間がかかるというような状況でございます。

次の下の図面でございますけれども、今回提案させていただきますのは姫路競馬場洪水調節池と暫定河道改修で16年の台風23号規模の洪水に対しての浸水を防ぐために、右の方の黄色い枠の吹き出しの中にありますように、洪水調節施設を整備することによって、河道への流量の負担の軽減を図ろうということで、平成16年の台風23号見合いで見ますと、約39m³/sの流量が当時流れたと推定していますが、それに対応して13m³/

s は調節池の中でカバーする、残り現状河道で河床掘削、暫定的なパラペット等を設置して、河道の流下能力を $10\text{m}^3/\text{s}$ から $26\text{m}^3/\text{s}$ 程度に上げて、調節池と河道の暫定改修と合わせて23号規模の洪水の浸水を防ごうという計画で進めています。

前回、その辺の説明について、口頭だけでしたが、きょう図式で表しますと、こういう形で進めようと考えています。

次のページ、3ページが先ほど申しました下流部の整備状況の写真です。

上の図に位置関係を示していますが、の潮止堰下流という部分は、高潮区間ということで整備を昭和43年度からやってまして、今見ていただいた写真のような形で整備は終わったところでございます。

右側の部分も、それから上流部、河川改修事業でやってまして、ここについても概ね1/30で、整備が終わった状況になっています。

さらにその下ですが、前回水質の状況というお話がございまして、環境図、水質調査等の資料を整理したものを用意させていただきました。先ほどの図面等に位置関係を示していますが、上流部、船場川の最上流に近い保城という地点での水質、特にBODの評価の経年変化と、下流部につきましては3カ所、姫路城近くの白鷺橋から下流にかけて手柄橋と加茂橋でBODの変化を載せています。船場川につきましては、上流部は環境基準のB類型、下流部についてはC類型に分類されていまして、上流は環境基準がBODで 3mg/L 以下と、下流部 5mg/L 以下とありますけれども、上流部は、2003年等から基準を満足するような水質状況でして、下流部は一部、特に加茂橋、手柄橋、特に下流部分では過去に数字が悪い部分があったんですが、平成14年以降は水量が上昇する傾向になりまして、現在ではいずれの箇所も環境基準を満足している状況になっています。

4ページですが、ご質問等があった中で、船場川の流域での土地利用の状況についてまとめたものでございます。

上の図が流域の土地利用の状況ですけれども、緑で着色しているのが山・山地、オレンジが市街地、黄色が水田・畑等です。流域面積が 18.2km^2 で、上流の部分が山地、広嶺山や増位山があるんですが、そのあたりが山地の状況で、下流にいたっては、ほとんど市街地で、面積率で言いますと62%が市街地の状況です。それから、さらにその下の図ですけども、土地の規制関係をまとめてまして、全域都市計画区域になってまして、凡例でハッチを掛けた部分が市街地調整区域ということで、先ほどの土地利用の状況から見ますと、おおむね山地、緑に残って表示しておる部分が市街化調整区域になっています。さらに、最上流と言いますか、山部分については県立の自然公園区域に指定され

てまして、一部増位山近くについては、その中の特別区域に指定されて開発等については規制がかかっているという状況です。

例えば、平成16年の台風23号等では中・西播地方あたりで森・山で、風倒木等の被害が相当発生しましたが、船場川のこの流域の山部分ではそういう被害はありませんでした。

全体的な整備計画については今、流域委員会を設置して、検討を進めています。

それから次の5ページですが、ソフト対策についてのお話がございます、船場川の今回の新規事業評価とは別のところでの話になるのですが、河川の整備基本方針をそこに書いていますように、河川審議会とパブリックコメントをしながら策定してまして、船場川につきましても基本方針の案は策定したところです。この基本方針の中で将来目指すべき河川整備方針の中でもソフト対策ということで、計画規模を超えるような洪水等、改修途上の能力以上の洪水に対しての減災のためのソフト対策として、情報伝達、警戒避難態勢、ハザードマップの活用支援、防災意識を高める取り組みの実施を基本方針で位置づけてまして、船場川の流域の中で実施している例として挙げていますが、県の方でやっていますソフト対策と、姫路市の方で進めていますソフト対策を例にしています。

県の方では、一つは避難活動に役立つ危険情報の提供ということで、防災気象情報、特に船場川流域でいきますと、雨量情報をインターネットを通じて県民に直接提供するようなシステムにくみ込んでいるとともに、大きな2番目で危険性の事前周知ということで、洪水時浸水想定区域図を作成して、県民だよりを利用して全戸に配布したり、兵庫県のホームページの方にCGハザードマップということで、浸水想定区域や避難所情報などを提供しているところでございます。

一方、姫路市の方におきましては、ハザードマップをつくって全戸配布や、姫路市のホームページを通じて、想定区域の提供を行っているところです。

6ページでは、まず船場川の水位ですが、上の表が実績降雨量、1時間と24時間で、過去それぞれ大きい被害をもたらした大きい降雨について整理しています。一番大きいのは昭和51年9月に24時間雨量300mmを超えるような雨でして、これを24時間で確率評価しますと、概ね1/180ぐらいの形の雨が降ってまして、実際に船場川流域での計画規模を想定するのに当たりまして、中段でございまして、河川整備の基本方針につきましても既に実施されている部分もございまして、1/100確率の降雨に対しても対応できるような形で進めようということで基本方針を作成しています。現在検討中の河川

整備計画の中では、概ね1/30ぐらいを目標とした整備の計画を検討中でございます。

一番下段でありますように、河川整備計画については1/30確率を目標として整備を進めるところですけれども、今回新規事業として提案させていただいた洪水調節池と暫定河道改修によって、先ほど言いました平成16年の台風23号と同規模の洪水に対して浸水被害を防ぐという目標で整備を進めようと考えております。

同じ話を次の7ページで、三原川の方で整理してございます。三原川につきましては河川整備計画の案がもう既に策定済みということで、並びが船場川とはちょっとかわってございますけれども、三原川につきましては河川整備の基本方針については1/60確率で進めようと、河川整備計画については昭和54年の降雨ということで、下の方に実績降雨の表を掲げてございます。三原川水系での実績降雨も時間雨量が、24時間雨量の多いものを列記してございます。この中で一番24時間雨量で大きかったのが昭和46年、平成16年で概ね1/30ぐらいで、降雨量が24時間では一番飛び抜けてたような形になってございまして、54年では1時間雨量は99mm、24時間が234mmという実績降雨でございます。三原川については昭和54年の降雨を対象に全体計画等を踏まえて下流から工事をずっと積み上げて実施してございまして、整備計画案の検討をする中でも議論して整理したのですが、新たに16年降雨を対象としますと下流側の再整備がさらに出てくるということでそれにかかる費用、時間が相当かかってくるため現実的ではないという選択をしまして、河川整備計画において、昭和54年の降雨を対象に改修を進めるという形で進めてございます。

今回提案されています三原川水系の中の排水機場の工事につきましても、同じように概ね1/10確率にあたる昭和54年の降雨を対象にして、浸水戸数の軽減を図るという目標で整備を進めることとしてございます。

次が8ページでございますけれども、前回の公共審の後、「地球温暖化への影響についての取り組み」というような内容の質問をいただきまして、地球温暖化に伴う洪水に対する河川整備を考えると、温暖化の影響を定量的かつ明確に雨がどのくらいふえるとかいう形で示されたものはまだございません。ただそこに挙げさせていただきしたのは、過去昭和52年前後から10年刻みで雨の整理をしたものでございますけれども、1時間に50mmもしくは100mmを越すような集中豪雨が増加傾向にあるということを示してございます。近年の降雨の変化と言いますか、傾向を例示すると、上の1時間雨量50mmが、全国のアメダスからの実績を整理したものでございますけれども、大体10年刻みで整理してみますと、おおむね30年ほど前でいけば、平均で200回だったものが、ここ10年では

313回というふうに集中豪雨の回数が増加傾向に、さらに100mmでも同じような状況の傾向が見られます。ただし、直接温暖化とのリンクというのはなかなか指摘されてはいないです。

全般的な傾向として、雨の変化がこういうふうに出てきているという話と、下の表が年間降水量について同じように整理されたグラフでございまして、年間の降水量をそれぞれプロットしたものでございまして、最近になって全体的には年間降水量としては減少傾向にあるんですけども、上下の振れ幅が拡大方向ということで、年間の雨を見ると減少傾向にあるにもかかわらず、降るときはどっと降る。降らないときは全く降らないというような、極端な言い方をしますとそういうふうな傾向が過去のデータから整理されておるといような状況でございまして、こういう状況を踏まえて、当然、国交省におきまして、そういうものに対応というのは検討されておるところでございまして、具体的に温暖化に伴っての、例えば河川の計画に対しての何か基準の改定とかいうところには、当然至っていないような状況でございまして、こういう状況を踏まえて、施設整備を計画的に進めると同時にあわせて、こういう集中異常洪水的なものが発生するというので、超過洪水としての対策を推進するといようなことも進めているところでございまして。

ちなみに、下段に整理してございますのは、一つの側面として、最近都市部、特に市街地での局地的な豪雨がふえていまして、西宮、尼崎、姫路での時間雨量と、あと浸水被害の戸数などを記してございますけれども、確かに雨などの降り方が変わってきておりまして、こういう都市市街地での局地豪雨がふえている状況でございまして。

このような現象を踏まえて、例えば説明いたしましたように、姫路船場川での治水対策もこういう背景を踏まえて、取り組んでおるといような状況だと考えてございまして。

いただいた分が以上で、9ページにつきまして、訂正ということで、前回提出いたしました三原川の調書におきまして、最後のページのB / Cの表に記載漏れがございましたので訂正させていただきます。

一つは赤線部分で、ご質問にもあったのですがB / Cの費用の中に維持管理費を組み込んで計算していますが、説明が抜けていましたので、維持管理費も含めて算出していますということを修正、訂正で追記させていただきます。あわせて、B / Cの算出の部分についても、費用の中に総費用だけ整理してございましたけれども、これについても建設費と維持管理費を別途算出して積み上げてございまして、そういう形で追記して整理させていただきます。

以上が配布させていただきました資料のご説明ですけれども、あと、もう一つ船場川につきまして資料は用意していないんですけれども、一つご質問いただいたのがございまして、船場川の方のB / Cが6.6、三原川は2.5で、6.6という若干高いような数字がございまして、それについての説明でございますけれども、先ほどごらんいただいたように船場川につきましては、まず一つは非常に現況の稼働能力が小さいということで、先ほど言いました1 / 2程度ぐらいの流下能力がないということで、一つは小さな雨でも被害が発生するということと、裏返して言いますと施設整備をすればそれだけ効果が上がるという。あと流域、人家が密集している部分でございまして、そういう人家が非常に多いということで費用便益Bの方の効果が大きく出てきて、6.6というような数字を出していた。計算は治水経済マニュアルでほかの河川と同じようなルールでやってございまして、そういう背景かと思っております。

あともう一つ船場川の方で用地費を約9.7億円事業費で計上してございまして、その内容についてご質問をいただいたのですが、一つは競馬場の部分と分水施設で導水路と分水施設の用地をあわせて計上させてございまして、9.7億円のうち約4億円ほどが分水施設等、導水路の用地を想定してございまして、あと、姫路競馬場の部分につきましての用地費ということで権利設定を今現在調整中ではございまして、洪水調整施設として、将来にわたって機能を確保するということが競馬場の部分、県の用地ではございましてけれども、河川管理施設としての機能を確保・確信するということが、何らかの権利設定が必要だということで、用地費を計上させていただいたところでございまして。

以上で私の方からの説明を終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。

河川関係での追加のご質問あるいは追加の説明ということで、お話いただいたわけですが、何かつけ加えることございませんでしょうか。

委員

造成地、それから河床を掘削して、結構の土が出てきますね。その廃土なんかの処分はどうするのでしょうか。かなり膨大なものだと思いますが、その説明がなかったので参考のために聞かせてください。

事務局

河床掘削に伴って、当然残土は出てくる。基本的には、まず有効利用、他の現場どこも限らず、有効利用を活用を考えるとということをもまず第一に考えます。具体的には今か

ら積み上げる話になりますが、できるだけ処分というのは避ける方向で、有効活用を第一に考えます。

会長

大体どの程度の分量をお考えでしょうか。

事務局

ざっとの話ですけど、約10万m³超えるぐらいのボリュームがあります。当然、調節池の掘削も含めての話です。

委員

それでまだ今のところは、こう具体的にここの造成とか埋め立てにということではなくて、今後いろんなところと調整しながら、有効利用するという、そういうことですね。

事務局

はい。今から設計を積み上げて、実施も踏まえて、期間も相当かかるものですから、その期間の中での他事業との調整も図っていくということです。

委員

わかりました。

会長

ほかにご意見ございませんか。

委員

この河床掘削はいつごろから始まるのですか。

事務局

河川の方は今年度から事業をスタートしてます。現在、詳細設計をしているところですが、この出水期があけて、特に緊急を要する場所から工事します。

委員

そうすると、競馬場の調節池ができるのと河床掘削が完成するのとではどちらが早いのですか。

事務局

河床掘削と河道の暫定改修は平成24年完了予定ですから、調節池より先行して、まずは河道を整える形になります。

委員

そうすると、河床掘削だけでやるともっと時間がかかることになるわけですね、この競馬場。2対1ぐらいでこれをやることになっているんですね。

事務局

流量的にでしょうか。

委員

流量的には。

事務局

河川だけで対応しようとするすと、今の断面だけでは河床掘削の今の現況を踏まえてやろうとしています。暫定改修という言い方をしています。抜本的に河川だけでやろうとするすと、当然、 $39\text{m}^3/\text{s}$ そのまま広げるとい形しか取れないので、人家が連担している中で河幅を広げると、用地買収を含めて30年以上かかるのではないかと表示させてますけど、相当な期間かかると思います。

委員

現河道で最善の掘削をしたのがこれだと思えばいいのですね。

事務局

はい。

会長

ほかにございませつか。どうぞ。

委員

2、3お聞きしたいのですが。水質なんかを見ると、下水道が整備されているように思いますが、この雨水の処理で雨水幹線とか下水道の方で対応する範囲はどうなのか。これからさらに雨水を排除する雨水幹線の整備とかを期待できるのか、それとも、つついっばいだからあとは河川の方でやるのかということについて、1点教えていただきたいのと、地球温暖化のことにに関してよく聞く話をいただいたのですが、だから具体的にどういうふうに位置づけられるのか、もうソフト対策であって、計画の箱物では温暖化の分は同量の分はもう見込まないというお考えなのか、そのあたり教えてください。

事務局

1点目の下水道の話でございますけれども、姫路市さんの公共下水エリアですが、姫路市さんの方でも今現況が、時間雨量で1/2程度の計画でしかできていない部分があるということで、計画的に時間5年確率、大体50mm近くまでを上げようということで、主に幹線の補強とか貯留管の整備を行う予定です。市街地なものですから船場川流域も含めての話になります。当然船場川流域では特に、いろんな工程を組みまして、貯留管をまずやろうということで、今年度からは詳細検討に入って行くことになっています。

現在は分流、合流式のところもございますので、その辺も含めて整備する計画です。

それから温暖化の話で、箱物の中での話ですが、雨そのものの評価部分の確率論の話はずっとさせていただきましたが、実績での評価でございまして、その次のステップで温暖化による定量的な数値というのが基準等もない状況でございます。もう一つは背景として兵庫県の河川の整備率は53%程度の状況の中で、まずは施設整備を積み上げていく中でソフトも組み合わせる。ただ、国交省においては最近になってそういう地球温暖化に対応するための適応策というのを分科会、検討会と言いますか、そういうのを設けて今検討を昨年度ぐらいから進められているというふうに聞いておりまして、その辺の方向も見きわめながら、計画的な話をする中で、また検討整理していく形になるうかとは思っています。

委員

そうしますと、国交省の方である程度道筋、方向性が出てくれば、また計画の方にも自治体レベルの方でも反映される、かもわからないというそういうことでしょうかね。

事務局

結構動きがスピーディにやられているみたいなので、最終的にはそういう形になるうかと考えています。

委員

それと最初の下水の方につきましては、まだ大分姫路市の方もまだまだ整備の余地があるということで、現在氾濫している部分の内水部分についてはもう少し下水の方でも頑張れる余地ができるかどうか別にしてですね、やってくれる余地があるわけですね。筒いっぱいということではどうもないということですね。

事務局

先ほど言いましたように、1 / 5 確率、時間雨量50mmという形での計画を進めていくのですが、貯留管方式が多いみたいですけども、都市計画道路に合わせて整備する形なので、整備は余り進んでいないのが現実なんですけども、そういう形で進めようと事業に着手しているところです。

委員

ここ1、2年河川と下水の一体的整備ということを言われていますので、ぜひともそのあたりを連動的にやっていただいて、もう河川での整備なんかも下水でやってもいいんじゃないかというような感じの整備にも思えますので、一体的に考えていただければいいと思います。

会長

ありがとうございました。ほかに、ご意見、ご質問。どうぞ。

委員

すいません。途中から参加ということで、既にご説明あったかもしれませんが、重ねてのお答えをお願いすることになるかもしれませんが、本日お配りいただいた資料の河整 5 ところで、ソフト対策ということをご説明くださっていて、これはもう現段階で施行されているというふうに考えていいわけでしょうかというのが、1 点目のお尋ねです。

それから、もう一つはその一枚前の河整 4 のところに、資料をいただいております上流はどうなるかと、前回もお尋ねしましたので、こういうご説明があったんだなということで理解しているんですが、少し気になるのは河整 4 の下の吹き出しのところに書いてあります、土地規制等のところで、今は伐採などは兵庫県知事の許可等が必要になる。許可ということで、それ以外の部分には原則として、ということで今の方針が書かれているだけであって、ここの流域に関してかくのごとき大きなプロジェクトをやらなきゃいけない、かなり緊急な状況であるというふうに私は理解しているのですが、そのあたりのところ、土地規制のところであんな公共的な事業を行って、状況整備を行っているのに、規制については軽々にできないというような考慮とか念頭に置くというようなことはあるんですか。全く関係なくされるのか、そのあたりのところがわからないので、逆に教えていただきたいんです。これが2 点目です。

3 点目としては、前回一番最初にお配りいただいた河整 1 の事業調書のところですが、総事業費63.1億円ということで、平成21年に今回採択されて、約7年とか6年にわたって行われているというところですけども、これは余計な心配かもしれないですけども、途中で事業が縮小ないしは中止となった場合はどんなやめ方をするのか、中途半端に放ったままで置いておくのか、また戻すのか。そんなことはないというふうに私は信じたいですけども、全体状況からすると、ストップするというのもないとは言えない。ないということをお望みしたいですけども、仮にその場合どういったやめ方をするのか。ちょっと余計なことですけども、教えてください。

事務局

1 点目のソフト対策、河整 5 の部分ですけども。そこで兵庫県、姫路市での取り組みについては現在もう既に取り組んでやっている部分でございます。

それから、4 ページの話で、規制の話はどうかというようなご質問かと思うのですが、

現在こういう状況で土地規制がかかってございまして、前回は委員の方から流域の対策みたいな話も伺ったと思うんですけども、船場川につきましてはこれを踏まえて、現在河川整備計画を策定、流域委員会等を立ち上げてやっていますけれども、当然その中でそういう流域対策、土地利用についても議論をする形になるかと思います。あと、具体的には、例えば市街区域での開発等や貯留施設にするよう指導をするなどに伴う要件として、駐車場等は透水性舗装が既にされているところです。あと先ほど道奥先生のお話で、下水についても、同時に対応していくということで具体的な部分についてはまた、整備計画検討する中で意見を聞いてまとめようと考えております。

あと、事業の中止の話ですが、基本的には採択をうけて、効果を発揮するという形で当然進めていくべきでして、中止の状況が想定されないのですが、事業をやって長時間かかるというのは、用地等の買収等で時間がかかるという例が結構あります。基本的には中止というより時間をかけてでもやるとしか想定していませんので、中止の折りにと言われても、想定できないですが、すべての事業において工事の完成を前提に進めてございまして。ご理解いただきたい。

会長

よろしいでしょうか？

委員

念のために教えていただきたいのですが、今、市川からの取水はどのくらいの量を取っているんですか。

事務局

市川からの取水量ですか。

委員

前のときに船場川があふれて、便所が浸かってしまったという話をしたんですけども、それを家に帰って話したら、あのとき確か市川の取水のところを締めそこなったのではないかと、言っておりますので、どのくらいの雨が降ったら市川の取水をとめるか参考までに教えてください。

事務局

委員がおっしゃったのは、市川の飾磨井堰のところから船場川へ利水目的で取水してございましてけれども、農業かんがい用水ということで、しろかき期でも $0.9\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの量でございまして。一部水道もございましてけれども、それを合わせても先ほど言いました $10\text{m}^3/\text{s}$ とかというオーダーではなくて、農業水の方が多いと思いますので、多い時で

も $0.9\text{m}^3/\text{s}$ で、大体そのレベルの水道でも多分 $0.1\sim 0.2\text{m}^3/\text{s}$ とかのオーダーだったと思いますので、あわせても $1\text{m}^3/\text{s}$ に満たないぐらいだと思います。

会長

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

委員

すいません。この将来的なことですけど。今回の事業区間のもう一つ下ですね、1.2km未改修となっていますけども。平成31年以降予定とありますが、もう決まっているんですか？

事務局

ご質問については、赤で着色しています事業区間外の1.2kmのお話だと思いますが、河川整備計画を流域で立ち上げてやろうとしていまして。その中で議論しますが、当方の今の考え方は、1.2km部分を事業区間に入れて整備を進めようと考えています。

委員

河整 2 にありましたが、暫定改修ということで河床掘削、その上に全区間河道改修、要するに広くするという事だろうと思いますが、将来的にはいずれはこうしないといけないということですか。

事務局

一つ先ほどちょっと説明しときましたように、1.2km部分については当然調節池を含めた分で、河道を拡幅して、河道断面を拡幅化という形でやると考えています。おっしゃるように城北地区部分につきましては、当方暫定という形ですけども、基本方針でも $1/100$ ぐらいありますので、将来的には最終形で広げる必要があります。

飾磨井堰の部分で、先生おっしゃられました古いときの話はわかりませんが、下の洪水この前も含めて、取水のときは当然市川の水が入って来ないようにしめるのが、利水目的でございますので、過去の事実はわかりませんが、基本ルールからいけばしめることが前提となっています。

会長

ほかにごいませんか。どうぞ。

委員

すいません。基本的なことでも皆さんもよくおわかりのところで、多分私だけわかっていないのだと思うのですが、河整 6、7あたりにですね、概ね $1/5$ 、概ね $1/180$ とかいう、24時間雨量での評価という数値がありまして、そしてその下に計画雨量という

ころで1 / 100確率という、今度は確率という言葉が入って数値が書いてありまして、その最後に整備目標というところで、1 / 30確率を整備目標として検討し、云々という記載があるんですけども、意味がはっきりわからないので、申しわけないんですが、ご説明いただけませんか。

事務局

河整 6でありますように、概ね1 / 5という数字は、概ね1 / 5確率ということで、同じ表現で使っています。それと、例えば1 / 5とかいう表現をしていますけども、確率評価ということで大体5年に一度ぐらいは発生するだろう雨というようなイメージで、1 / 180ということは180年のうちに一度は発生するような、この場合だったら大きな雨というような形になる、というふうに使わせていただいています。

委員

競馬場の用地費のことについてちょっと触れられていたと思うんですけども、私まだわからないのですが、あふれて水がたまって引いた後に、競馬場を復旧をしないといけないですね。そのあたりも今でしたら、1 / 8確率になるのですかね。そのあたりのメンテナンス費用の中に入っていると考えるとよろしいのですか。

事務局

はい。取水域には泥水等が規定にあるので、B / Cを考えたときにもその部分がある程度想定して、復旧費用やポンプで排水する分も原状復旧するという費用も見込んだ形であります。

委員

ここは芝生ですね。

事務局

現在、芝生です。

委員

例えば神戸ウイングスタジアムなんてあそこも防災避難所に指定されていますけど、あそこに土足で踏み込んだら後、大変な復旧費用がいるとお聞きしたのですが、やはりここも同じような状況なんですか。

事務局

元来の目的が競馬場をつくったときの周辺対策と言いますか、そういう形で作られたものでございまして、サッカーができるということで、近隣の高校等が利用されています。ただ、おっしゃるようにウイングスタジアムみたいな天然芝のレベルのグラウン

ドではありません。

会長

この競馬場はあと、どう使うかと言うのは今後の問題に残ってくると思います。水をはっておくのか乾かすのか。この間も新聞に「遊水チ」の「チ」は「さんずいへん」か「つちへん」かというのが、議論されていまして。ここもやはりさんずいへんにする遊水池、つちへんの遊水地か、何にでも使えると思います。

事務局

ここについては、さんずいじゃなくて、ふだんは従前と同じくグラウンドとして利用できるように考えています。

会長

ほかにございませつか。次へ移りたいと思います。よろしゅうございませつか。

そしたら、同じようにご質問が出ておりました県営住宅につきまして事務局ご説明、お願いします。

事務局

座って説明をさせていただきます。

お手元の参考資料、1ページ目をお願いします。

県営住宅での太陽光発電の採用など、環境に配慮した整備につきましての回答をさせていただきます。

県におきましては、県下の民間住宅のモデルになるようにということで、環境に配慮した整備を実施しております。屋上緑化と駐車場緑化、ご質問にありました太陽光、風力の自然エネルギーの利用を行っております。

太陽光・風力の利用につきましては、外灯にソーラーパネルを設置し、20wの発電能力を持つ風力発電機を設置しております。この外灯を一つの団地で、1～2台設置してきております。

屋上緑化につきましては、写真の林崎住宅の場合、屋上部分約347㎡にセダムという植物を敷いております。今回、浜松原住宅については、6棟に約1,700㎡の屋上緑化をする予定をしております。平成17年度からこの事業をやっておりまして、今現在9団地、約3,200㎡の屋上緑化を実施しております。

駐車場緑化につきましては、ヒートアイランド対策として、車路の部分に保水性の舗装をしております。駐車スペースにおきましては芝ブロックによる緑化を行っております。

現在10団地、約444台分についてこのような整備をしております。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。ご質問あるいはご意見、ございませんでしょうか。

委員

明石林崎住宅の屋上緑化を見えますと、これは真ん中に花か何かあるのですか。

事務局

これはメキシコ万年草という種類の植物でして、春先に黄色い花が咲くという種類のものです。

委員

これはただ観賞用にもいいのかもしれませんが、メンテナンスの経費というのは、どうということになるのでしょうか。これは、公共が持つことになるわけですか。

事務局

このセダムという植物は砂漠地帯、乾燥地帯に生育する植物です。一応散水装置はつけておりますが、基本的にはメンテナンスは必要ありません。メンテナンス経費は自治会の共益費から負担をお願いしております。

委員

屋上だから余り景観のことは考えなくていいのではないかと、私は思います。だから、効果が発揮できる最小限度の緑化にしておけばいいじゃないかなと思いますが、その辺はどうですか。

事務局

県の「環境の保全と創造に関する条例」に沿って、屋上で緑化できるところにつきましては、条例の趣旨を踏まえて、屋上緑化を進めております。

委員

屋上緑化をやるなと言う意味でないですよ。芝生なら芝生で統一するとか、わざわざ花まで植えなくてもという感じで申し上げているのです。

事務局

セダムは単に花が咲くという意味であって、特に花を意識して植えているわけではありません。

委員

メンテナンスに手がかからないような最小のものでいいのではないかなということ

申し上げているのですが、そういうふうになっているのですか。

事務局

基本的には、そんなにメンテナンスをしなくてもすむ植物を使っております。

会長

よろしゅうございますか。

委員

この3のところの太陽光や風力などの一体型の自然エネルギーの利用というところですけれども、これはいわゆる設置費用と言いますか、初期費用に比べて電力代をセーブと言いますか、この点の比較においては、どんな感じでしょうかね。これ、やたらに結構高くつくんじゃないかなと思ったりするのですが、メンテナンスというのは大体設置料が物すごく高くて、なかなかあわないところ言われたりもしたりしと思うのですけども、いかがでしょう。結構長いこと使わなかったら、採算と言いますか、ペイラインにならないのではないかという感じがするのですけども。

事務局

この写真の分、一基150万円ほどの設置費用がかかっております。普通の小さな外灯ですと、20万円前後ですので10倍近い単価差はあります。採算がとれるかと言いますと、途中いろんな更新をしていかないといけませんから、長期間かかると思います。

委員

一日の昼間の太陽光と風力で夜中一日じゅう電灯はともるということですか。

事務局 10時間から14時間点灯できるということで考えております。太陽光で、日照が足りない場合は、蓄電池がありますので外灯としての役割は果たすということになっています。

会長

よろしゅうございますか。

委員

この会議で何回か申し上げているんですが、この屋上緑化というのは本当に環境に優しいのかどうか、非常に疑問に思いまして、別に生き物でなくても、要するに輻射が小さければいいと思うんですけどもね。要するに、元の自然植生と人工アスファルト鉄コンクリートフェイスックとの真ん中じゃないと思うんですね。要するにそれだけ自然に近いかどうかと言うとそうじゃなくて、この植生の真下はコンクリートですから、非常に薄いところにたくさんの栄養分、有機物が詰まってて、それはどこに行くかという

全部下水に行くわけですね。その下水の有機物、栄養付加量进行处理するためにまたCO₂をたくさん排出するわけですね。そういうバランスというかカーボンのバランスを果たして、だれが分析しているんでしょうね。この屋上緑化の排水の栄養付加について研究している先生もいらっしゃいますけれども、相当付加量が多くて、そういう意味で太陽電池も同じですが、環境に優しいと一見表面だけを見るとそうになっていますが、実は太陽電池でも絶対元取れないわけですね。これの方が安ければ、関西電力はとっくにつぶれていると思うのですが。そういう話で、PRの効果は確かにあると思いますけど、本当にこれは環境に優しいのかどうかということを知った上で、使うべきじゃないかなと思いますけどね。

会長

屋上緑化にしる壁面緑化にしる結論はもう出ております。あれはやらん方がいいと。

委員

そうですか。

会長

非常にはっきりしている。太陽光発電にしましても、これも先ほどからお話がありましたように、これで元を取ろうというのは絶対無理な話で、せいぜい頑張っておふるを沸かす程度ですから、太陽光の電気というのは。これくらいになったらいける可能性があるが、それ以上のことはとてもやないが、エネルギー的に考えても、もちろん経済的なコストを考えるとマイナスになる。ただ、そうやってでも、やはりCO₂ガスの増加を抑えねばならないということもありまして、今いろいろと議論されておると思うんですがね。

何かご意見ございますでしょうか。

委員

今少し大きな話になってきたんで、前々から気になっていることでこの環境ということ言えば、こういった県営住宅、公共住宅に住んでおられる方の声というのが環境面に限定して結構ですので、ちょっとアンケートなどをしていただくといいと思うのです。それは具体的に何かと言うと、例えばひさしの深さが10cm深いだけでも室内温度は大分違ってきますよね。あるいは、今の天井というか、屋上の部分のつくりが若干工夫してあるということでもかなりの差が出る。これ微妙なところで長年住んでおられた方は恐らくいろんな課題を感じておられると思うのですが、私は建築の領域に関しては、外から見ていてわからないことがあるのですが。概して、公共住宅も含めて、デザイナーさ

んというか、設計者のコンセプトというか、先進性が評価され、住んだらえらい目に遭うような住宅がつけられているケースがまああるような気がします。のっぺりとしたひさしのない住宅などは、これは住む人間にとって大変だと思うので、とりわけ公営住宅であれば、長年使ってなおかつ、公共のお金を出資して行うわけですので、この公住-5のそこにはもう全体像ができているわけですが、ひさしの深さであるとか、あるいは壁のことであるとかも居住性に関して何か少し調査をなさっておられるのであれば、もうそれにこしたことはないのですが、なければしていただきたいし、あんまりにデザイナーさんというか設計士さんのどっちかと言うと、あえて言葉を選ばずに申し上げれば、賞ねらいのような形のデザインを優先させていただきたくないなという思いはあるんですが。そのあたりいかがでしょうか。

事務局

夢前台清水谷という住宅が去年に完成し、入居者の方々17世帯につきましてのアンケート結果はあります。まだ住み始めて短いということもありまして、ご不満というのはなかったんですが、今後、木造住宅につきましては、国がアンケートを取るようになっておりますので、その結果が出てから、判断をしたいと思っております。

委員

今申し上げたのは、古い住宅に住んでおられたときにいろいろあったらうということなんです。つまり、もっと広ければということもあるでしょうけれども、これだけ温暖化してきますと、日照が居住性に与える影響は相当な感じがしますので、もともと日本家屋はひさしってというのはかなり評価されてついていたんですけども、木造住宅ではむしろ公営住宅のテラス部分の深さは結構室内温度を冷房をどう使うかということにも関係がありますし、それから風通しの面でもありますし、というような面について何か設計段階においてそういった項目の工夫なり検討があったかどうかを教えていただきたいんですけども。

事務局

基本的にはバルコニーがありますので、これがひさしにかわるものだと我々は考えております。また、密閉性が高くなっているので、24時間換気を導入しております。

委員

機械換気ということですか。

事務局

はい。

委員

比較的一般的な通風みたいなものはもう、公営住宅とかこういうコンクリート住宅の場合は、おっしゃったような機械換気を前提としているのですか。

事務局 建築基準法でシックハウス対策というのがございまして、換気をするために、24時間換気を取り入れています。プラン上、片廊下タイプということもありまして、自然の通風についてはある程度、窓やドアをあければ、風が通るのですが、廊下側の窓やドアを常にオープンの状態にはできないというのもありまして、機械換気で環境をコントロールしています。

委員

そうであるかもしれないんですけども、これ温暖化対策でまだまだ不可能なことをあえて申し上げるとすればなんですが、実際に片廊下の公営住宅にしても、一般的な民営住宅にしても、何をしているかといったら、玄関に網戸をつけてみな、あけっ放しにしているわけですね。逆に言えばもう、そういったところまで念頭に置いて、設計する。シックハウスみたいなものといったら閉めきり前提ですけども、日本家屋においてしめ切ってエアコンかけて、強制換気っていうのは、住む人間にとってはあんまりリアリティのない話という感性が私の中にはあるんですけども。

それから、今後温暖化とかCO₂ということであれば、少し発想をおかえいただく方向性も持ちつつ、屋上緑化というようなものは、会長さんからお話あった、もうこれはだめやというお話でしたけれども。

会長

いや、だめとは言っていないですよ。それなりの意味はあります。

委員

それなりのね。ですから、それなりな新しい方向を模索するみたいなことで今おっしゃったような、閉鎖空間的な住宅提供をというコンセプトはどうなのだろうということは、あえて何でも申し上げられるような状況をつくってくださっているの、申し上げる次第ですけども。ちょっと考えておいていただくのも、いいのではないかなあという気がしますけれども。感想ですけども。

会長

どうもありがとうございました。いろいろご意見を受けているんですが、本日記られ

ております参考資料、審査案件等に関する意見というのは、どういう扱いになりますか。どこから出てきた意見で、この審査会としてはどう扱ったらいいのか。ちょっと事務局の方から。

事務局

この意見につきましては、前回の審査会が終わってから、追加の質問ということでいただいた分でございますので、前回の審査会の途中で出た質問と同じ扱いという形で、今回回答させていただきました。

会長

はい、わかりました。

じゃ、いろいろご質問も出て、ご意見も出てということですが、そろそろ審査に入りたいというように考えます。

何遍も言ってますのは、今回の審査は3件でございます。うち2件が河川の整備、1件が県営住宅の建替えということでございます。特に河川整備に関しましては、災害との関連もございまして、いろいろご不満もあろうかという中、この審査会としてその点も含めまして、ご意見をいただきたいと思いますが、特にございませんでしょうか。

(2) 新規事業評価に係る審査

1) 審議番号1 河川事業「船場川」

第1番目、姫路の船場川に対しまして、新規事業としての着手妥当ということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

2) 審議番号2 河川事業「三原川」

河川の第2番目、三原川に関しましていかがでしょうか。

雨の少ない、また雨が多いというのは考えなくてもいいのじゃないかと思うのですが、災害との関連もございまして、新規に着手でOKということによろしゅうございますでしょうか。これはぜひ付け加えておきたいというご意見はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

3) 審議番号3 県営住宅整備事業「西宮浜松原住宅建設事業」

3番目の県営住宅、これも建てかえでございますので、ノーということは非常に言いにくいケースでございますが、先ほどからいろいろと自然エネルギーの起用につきまして、ご意見をいただいております。その点も含めまして、建替えOKということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ここでちょっと休憩いただきまして、知事へのお答えの文章をちょっと整理させていただきたいというように考えます。休憩いたします。

(休 憩)

(3) 公共事業等審査会審査結果の協議

会長

再開させていただきます。

第3番目の記載をしたいというか、知事へのご報告の文章をお伝えしようと思います。

この審査会は別に、条例・法律等に基づいたものではございません。知事からも質問という形ではなしに、意見を問うという形でしておりますので、こちらも意見をお返しするという形になっています。

先ほどもちょっと申しましたように、事務局と相談いたしまして、叩き台といいますが、原案みたいなものを作成してお配りしてございますが、これはきょうの議論は入っておりません。その点を含めまして、一応事務局の方で読んでいただいて、前書きのところから、ご意見賜りたいと思います。ご意見は、本当に「てにをは」の違いやないかということから、もっと根本的にここ差し直しまで、どういうところでも結構でございます。どうぞ。では、事務局。

事務局

はい。今、会長の方からありましたように、取りまとめ時間の関係で1回目の審査会でいただいたご意見をもとにこの案を作成してございます。本日いただきましたご意見につきましては、後のご意見と一緒に審査結果の中に記載して、委員の皆様にご確認い

ただいた上で、最終形とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そういたしましたら、朗読をさせていただきます。4つに区切って朗読させていただきます。

(審査結果案朗読)

会長

ここまでの前書きというか、前文のところでは何かご意見ございませんでしょうか。全体に関しまして、何かご意見ございませんか。

(「結構です」との声あり)

じゃ、特にならなければ。個別事業について。

事務局

そうしましたら、次「記」の部分を読み上げさせていただきます。

(審査結果案朗読)

会長

何かご意見ございますでしょうか。

委員

よろしいですか。せっかくここに書く以上は競馬場という公共施設を活用して、時期を早めようというふうにやっているわけですから、やっぱり具体的に競馬場の土地を活用して、そして先ほどの話があったように河道整備というものを現行のまま維持しながら早くやろうと、そしてそのことが経費も安くなるだろうということであれば、そういう旨のことを少しこの中に書いておいた方がいいのではないかと思います。

会長

ここをもう少し、特に後ろの3行のところを、新しくできる調節池をもう少し有効に利用せよという文章を入れたらと。

委員

委員のおっしゃった県所有地である姫路競馬場を利用してというような意味のあとを

入れ込んだらいいのではなからうと思うんです。

委員

それと今の河道幅をそのまま実施する方が全体の河川改修をやるよりは事業費は安く、工期は短くなる。というようなことを入れたらどうですか。

会長

競馬場はどのくらいの面積があるのでしょうか。流下許容量は。かなり広いですね。

事務局

競馬場そのものは広いですね。

競馬場は調整池に利用させていただく分だけで。競馬場は調整池に活用させていただく分は、25,000㎡ぐらいを考えています。

会長

ほかにどうぞ。

委員

委員のご意見に関連しますが、この洪水調節池というのは、よく言うところの多目的遊水池いう、多目的というキーワードを入れることはできないのでしょうか。

事務局

河川サイドから言いますと、確かに洪水調整目的という形になり、現況の機能、当然律しての話という形ですけれども。通常河川で遊水池を単独につくって、その部分を多目的に利用するという意味合いでおっしゃっていると思うのですが、位置づけとすれば、調節池の方が優先です。

会長

だから多目的に利用するようとかね。

委員

多目的利用の洪水調節池とか、何か。もちろん競馬場というキーワードを入れていただいてもいいのですけどね。それが入れにくいのであれば、通常の本来的目的以外に洪水調節池として使うというような、そういうことだったらいいのでは。

会長

もう一点はここで決めつけるのではなくて、利用するよう将来的に考えろということは、入れられます。

委員

なるほどね。

会長

ほかにございませんか。そしたら事務局の方で、今のご意見、両方とも考えるように。

ほかにないようですから、これちょっと棚上げにしときまして、2番目の三原川をお願いします。

事務局

次、三原川を朗読させていただきます。

(審査結果案朗読)

会長

何かご意見ございますでしょうか。

ライフサイクルコストという言い方、これでもよろしゅうございますか。

ほかの違った立場からのご意見、ご発言ございませんか。どうぞ。

委員

すいません。前回のときに出ていた平成19年のころの排水機場の建物をもうちょっといい建物という話が出て、県民・市民の立場からコストカットという考え方もあるが、長年見ていくものなので、統一性とか美しさとか、そういったことが担保される文言が入られるというふうに思ったんですけども。美しいということを、ふさわしいとか、品格あるとか、そんな見た目のことはなかなか言いにくいのかなあと思うんですが、外観にも配慮したとか、景観にも配慮したとか、ちょっと入れていただけないかなあという思いでちょっと申し上げました。

会長

外観というか、景観に配慮したというのは、入れられるでしょうね。デザイン等について。

委員

それで、今までもこういう排水機場がありましたけれども、思い切ってちょっといい感じの建物を、今後県下でつくるものは、ある種統一していただくということも今後考えていただければいいなあと考えた次第です。耐用年数は非常に長い期間30年から40年、できれば50年というお話でしたね。50年間景観の中に存在していくものなので、大理石でつくれとは申し上げませんが、そのくらいの心意気でちょっと統一性を求めてやっていただけたらという思いです。そういうところにはお金をかけてもいいのではな

いかと、つい思います。よろしく。

会長

ほかにご意見ございませんか。

今の委員のご意見はぜひ入れといてあげてください。

委員

主として景観ということですか。

会長

景観というか、もうちょっと現行のやつよりも見たもののよい。

委員

見ばえのよい建物ですか。

委員

見ばえがいいと同時に、やっぱり県民財産であるという観点で、県民の財産としてふさわしいというような、ということであんまり安物をつくるなということです。長年使うものなので。

委員

それがライフサイクルコストにもつながるのですね。

会長

つながる。

委員

景観にも配慮したライフサイクルコスト。景観及び県民財産の観点からライフサイクルコストに配慮した、というような。

委員

ライフサイクルコストというのは、安かろう短かかろうではいけないということですか。

会長

そういうことですね。

委員

やっぱり耐用年数を考えてお金もかけなさいよと。耐用年数に比べたら安くなるだろうと。そういう意味ですか、このライフサイクルコストというのは。

委員

いや、もっと踏み込んで言えば、建物はそのまま使っても、中の設備だけかえればい

いようなものをつくってもらっても、本当はいいんですけどね。歴史的遺産とか指定されるほどの。そこまではちょっと難しいかもしれませんがね。

委員

委員のおっしゃることは賛成ですが、このつくる場所によって景観が違ってきますので、全く同じ規格でやってしまうと逆にだめだと思うので、これは営繕の力が問われるということだろうと思いますね。限られた予算の中で、耐久性があって、しかも景観にマッチしたような施設をこれからつくれという、そういう意味ですね。

委員

そういう意味です。別に全く同じにしるということではありません。

委員

少しそういうふうにした方がわかりやすいですね。ライフサイクルコストだけではちょっとわかりにくい感じですね。

会長

事務局の方、よろしゅうございますか。

要するに、今のですと排水機場というのか、なにか木場板で周りを囲むような、そんな感じに見えんことはないですね。

やはり、県の建物であり、県民の財産である施設が、皆さんの安全を守っている、というのがわかるような。

委員

場合によったらですけども、どんな建物かという説明のプレートをつけておかれたらいいと思います。何だろう、これはっていうのではなくて。あ、そうか。そういう機能を持った建物としてここにあるのだなというのがわかるように。知っている人は知っている状態じゃないかなという気がちょっとしますけども。それは残念な気がしますので、そういった機能を果たしている施設を、やっぱり公共事業として県でお建てになっているということも、宣伝なさったらいかがかなと思います。

委員

このライフサイクルというのは、何年間の計算をされているのですか。私、前回出ていないのでわからないのですけれども。

事務局

すいません。今の排水機場は機械設備が主ですが、大体平均で40年ぐらいです。

委員

そしたら、40年間におけるライフサイクルが一番いいものを、これは要するに安いものを言っているでしょ。A案、B案、C案があった場合、その中で一番安いものがライフサイクルコストがいいという。

事務局

ここに書かれておるのは維持管理、更新等を踏まえたライフサイクルコストと言う表現をされていますので、次の更新も目指して、排水機場ですから未来永劫と言いますか、次の世代につながりますので、イニシャルコストと維持管理費も考えて、それと寿命と言いますか耐用年数を踏まえて、イニシャルコストは高くても最終的にはランニングコストも含めて安くなるよとか、そういう形だと思います。

委員

そういうことでしょ。トータルコストとして、40年間で一番安いと、ということをおうとしとるわけですよ、これ。

事務局

そういうことです。

会長

よろしゅうございますか。

委員

ちょっとさっきからどうしたものか考えていたのは、例年と違って今年は、要するに新行革プランというなにか枠がありますよね。それが出発点でちょっと違う状況がある。この例えば、河川整備の基本方針を見ていましたら、新行革プランを踏まえてということで書かれていて、要するに事業に選択集中あるいは重点効率的な河川整備を従来以上にということであろうと思いますね。だから、新規事業の判断の方も何かそれを踏まえたような、チェックすべきであるというふうな文言があった方がいいんじゃないかなという感じがしますね。だから、ひょっとしたらそれは前文の話かなというような感じが。そういう意味ではタイミングがおくれたのですけれども、一つ一つ河川にしても、住宅の方もこの整備方針の中でやはり、「新行革における実施方針に基づき」ということがうたわれておりますので、当然より何と言うか厳密に事業の選択がされたと思うんですけども。そういう中でもやはりこれが、優先すべき事業ではないかという、何かそういう間にそういう判断を一つ挟んだ方がいいのではないかなあという感じがします。

事務局

前文にですね、行革の精神みたいなところを読ませていただきます。実は本年度は、新規3件ということで、少なくなったのは厳選した結果というあらわれではあるのですが。そのあたりの、前文のあたりで少し補強させていただきます。

会長

今の入っていないのをわざわざこれを入れないのか、入れた方がいいのか、つまりこの3件というのが、多いのか少ないのかという判断になってくると思いますね。事務局の方で検討されたのであって、結果がこの3件ということは、十分にわかるのですけれども。前文の方だけちょっと入れてください。

事務局

前文、入れさせていただきます。

会長

ほかにございませんか。

そしたら3番目お願いします。

事務局

そしたら、2 県営住宅整備事業

(審査結果案朗読)

会長

ご意見ございませんか。ここで太陽光発電とか屋上緑化とかいう言葉を入れるか、入れないかというところ。どうぞ。

委員

すいません。今お話の環境対応ということに関して、一言はどこかに入れておいていただく方がいいかなというのが一つと、もう一つは具体的な文言で追加がいただければということで、あんまりちょっと審議の中で出さしていただけなかったことでもありますけれども、この下から5行目。「また」とありますね。「また、」のところで、「周辺住民との交流を目指す」というふうに文言がついているのですが、その前に「住民相互・」というのをできたら加えていただきたいなと。先ほども座談していたときに出てきた言葉ではあるんですけれども、やっぱり公営住宅、公共住宅、集合住宅の場合は、当該住民と周辺住民との交流ということも重要ではありますが、中に住んでる方のコミ

ユニティの形成とか維持の重要性もありますので、そのところなかなか今厳しいところがあるみたいなので、できれば「住民相互・」を入れていただくことによって、多分そちらの配慮が多少動くのではないかなと。同様の観点で、下から4行目の同じ続きのところです、「住民との交流を目指すコミュニティプラザ」となっていますが、その間に追加して「共用部分・共有空間・」という形で、全部入れるかどうかはご検討いただければいいと思うのですが、共用部分・共有空間ということも追加をいただいておりますと、実質的な意味と言うよりも、ソフト的な県営住宅の活用という意味で、いいのではと思います。さらにそれと関連して、一番最後のところの「なお」以下のところですが、「建替え後は適正な維持管理に努め、一層の長期活用を図られたい」のところ、できれば、委員がおっしゃったことにも関連するのですが、「優良なストックとして」というのを、文言を入れていただければと思いますけども。

以上です。

会長

どうもありがとうございます。ほかにご意見ございませんか。

委員

今先ほど、改革プランといったようなお話もありました。今のところですけども、「また。周辺住民と」その前に、敷地の効率的な活用ということですか。要するに、高層化して、少し空間スペース、敷地を効率的に活用して交流施設などをつくっていくという、そういう言葉を前に入れておいていただければ、何もぜいたくにこういうものをつくっているのではありませんよ、ということになるかなと思います。

会長

下から4行目の「広場、緑地などのゆとりある」云々というところ、

委員

そうそう、その前ですね。

会長

そうですね。その事業。

委員

「敷地の高層化を図って、空間スペースをつくって」ということを入れといていただければ、この行革プランとの関連性が出てくると思うのですがね。

委員

このいわゆるまた書きのところ、今委員がおっしゃられた住民相互云々ということ

を入れますと、この文章全体が少しおかしくなってくる可能性がありますよね。これによって地域の活性化とか公共スペースを提供しようという述語になっているわけですから、住民相互どうのこうのと言ったときには、もう文章を二つに分けるとかね。ということをしなかったら、ただ「・」でやると、なんか述語がおかしくなっちゃうというような感じがします。

委員

確かにね。分けた方がいいですね。

委員

もし、いるのだったら。なんかちょっと細かい修文みたいですけど。

会長

ほかにご意見ございませんか。

委員

適正な維持管理という表現の「適正な」というのは、これは適正なのでしょうけれども。「適切な」とかなんかどちらでもいいのか。これはやっぱり「適正な」というのが正しいのでしょうか。

(「適切」でしょうね。の声あり)

会長

「適切」でしょうね。どうぞほかにごございませんか。

特にございませんようでしたら、どういたしましょう。もうちょっと時間もらって、事後評価の説明を聞いている間に、直せるところは直していくと。

事務局

ここで修文という、ちょっと今のご意見はなかなか時間がかかりそうなので、また改めて。

会長

改めてやるにしても、先に事後評価のもう一つ。

議題じゃございませんが、事後評価をどうするかというのは宿題になっておるので、その宿題をどこまで試行的に考えるのか、ちょっと事務局の方から。

事務局

事後評価につきまして、私の方から説明させていただきます。

資料としまして、〔案1〕というふうにした5枚物ペーパーそれと、事後評価実施の方針(案)という1枚物のペーパー、これをごらんいただきたいと思います。

取扱要領につきましては、実は3月までの段階で一度事務局の案をお示しさせていただいております。それ以降いろいろ当方としましても検討いたしまして、前回のこの審査会におきましても、1枚物のペーパーで、基本的な考え方をお示しして、それでご意見いただきました。それをもとに今回この取扱要領を再度修正してございます。

それで、前回の審査会で使いました1枚物のペーパーの文章の後に、それぞれ例えば第1条であるとか、第2条であるとか、ということで今回の取扱要領に記載している場所を書いてございますので、それを参考にしながら取扱要領の方を見ていただきたいと思います。

まず、取扱要領の第1条でございます。これにつきましては、目的を書いてございます。第1項としましては、後段の2行ぐらいなんです、「完了した事業の検証結果を今後新たに行う事業の実施に生かすため、事後評価を実施する。」ということで、この事後評価の総括的な目的を書いてございます。

第2項には具体的な目的としまして、「事業完了後の事業の効果、環境への影響への検証を行って、その結果を今後の同種の事業の計画・調査・実施のあり方あるいは事業評価手法の改善に反映させることとする。」というふうに具体的な目的を記載してございます。

第2条は、事後評価の対象事業に関する規定でございます。

第1項につきましては、対象事業は、原則として、公共事業等審査会における審査対象事業の中から、審査会の意見を聞いて県が選定した事業とする。としております。それと、なお書きで、必要な事項は別に定めるということで、これにつきましては後で細目の方で規定してございますので、またそちらの方で説明をさせていただきます。

それと第2項として、前項にかかわらず、審査会が特に必要と判断した事業は対象とすることができるというふうに規定してございます。

第1項の「原則として」としてますのは、例えば本審査会に係っていない10億円未満の事業であるとか、そういう事業についても状況によっては審査の対象とする、評価の対象とする、という趣旨でございます。

それと第2項で、「審査会が特に必要と判断した事業は対象とする」という内容につきましては、例えば社会的にいろんな場面、社会的な意味で問題になったようなそういう事業についても選択ができる、というような趣旨でこういったようになります。

第3条は、事後評価の視点ということで記載してございます。評価の視点として(1)から(5)の5点を記載してございます。これにつきましては、調書の中に記載

する項目というイメージになります。

事業の効果の発現状況、事業実施による周辺環境への影響、社会経済情勢等の変化、改善措置の必要性、計画・調査・事業実施のあり方や事業評価手法の改善の必要性というようなことを、調書に組み込むというふうな意味合いでございます。

第4条は事後評価の実施ということで、事後評価調書をつくる主体、あるいは評価事業の単位、それと実施の時期ということの規定でございます。

第1項としては、事業を所管する課室が、評価調書を作成する。

第2項としまして、原則として事後評価の事業単位は、新規事業評価、あるいは再評価実施する単位と同じである、というふうにしてございます。これも原則としてというふうに言っていますが、これも細目で例外規定を設けておりますので、それにつきましては後で説明をさせていただきます。

第3項として時期なんです、事業完了の一定期間内ということにしております。「事業完了」と「一定期間」というのは、別表の1、2に記載してございます。これは、3ページをごらんいただきたいと思います。

事業種別ごとの事業完了の定義でございますが、大きく3つに区分してございます。一番上のグループにつきましては、河川事業、ダム事業というふうな建物という事業グループなんです、これは施設整備が完了した時点で効果を発揮できるようなそういう事業、これについては施設整備が完了した時点をもって事業完了とすると。真ん中の中段につきましては、実際に供用を開始した時点で効用を発揮すると、要するに整備完了とした時点ですぐに効用が発揮するとは限らない。例えば道路事業で、道路工事が完了しても供用を開始しなければ、その効果が発揮できないというふうな意味合いもあるので、こういうグループについては、供用を開始した時点をもって事業完了と定義をする。ということでございます。一番下は、目的物が完成した後に精算完了をもって事業完了とするグループということで、市街地開発事業であるとか土地区画整理事業といったグループでございます。これにつきましては、整備が完了して組合が解散した時点をもって事業完了と定義をする。

少し微妙に違うのですが、こういうふうな定義をしております。

別表2の方は、事業評価実施の時期でございます。これについては、一番上、上段のグループこれを端的に言いますと、国交省と農水省におきまして、事後評価する時期が1年ずれております。一番上は実は国交省の事業ですが、これはいわゆる事業完了から5年以内、5年が経過する年、年度末までの時期というふうに規定がありますので、そ

れに従ってございます。中段は農水省関係事業ということで、これは5年が経過した後の、次の年度末までということで、農水省事業の方は1年長く定義をしているということでそれに従っております。それで、一番下がいわゆる防災系事業なんですが、これにつきましては実施時期については、事業完了5年以内に災害の発生により必要と判断した時期ということで、例えば災害が発生しなければやらないという意味合いでございます。

それで、一番上のグループ国交省事業につきましても、括弧書きでありますように、港湾・海岸において、地震等の災害対策事業については、これは一番下段と同じように5年以内の災害の発生によって必要と判断した時期というふうに限定してございます。中段につきましても、治山事業等、防災が主目的である事業については完了後5年以内の災害の発生により必要と判断したときというふうに限定してございます。

また1ページに戻っていただきまして、第5条につきましては、審査会の役割につきまして定義してございます。審査会による審議ということで、所管する課室によって作成した評価調書を、審査会に諮り審査会の意見を聞くという規定を設けてございます。

第6条で、審査会意見の対応ということで、県としての対応を規定してございます。

第1項は、県は審査会の意見を尊重して、同種事業の計画・調査・実施のあり方、今後の評価手法の改善、充実を図る、という規定をしているところでございます。

第2項で、改善措置に関して意見があったときは、これを尊重して県は対応を図るというふうにしてございます。なお書きで、県以外が事業主体の事業、これにつきましては当該の施設の管理者に審査会の意見を通知するという規定にしてございます。

第7条は、結果の公表ということで、審査会終了後速やかに公表するということです。

第8条は補足ということでございます。

それで、資料の4ページ、5ページに細目を掲載してございます。「公共事業等の事後評価の取扱要領細目」ということで、特に第2ですね。事後評価の対象事業の選定ということで、これは先ほどの第2条の関連なんですが、どういう視点で事業を選ぶかということで、(1)(2)ということで二つ掲げております。

一つは、効果の検証を通じて得られる知見や教訓等を今後の事業実施に生かせること。もう一つは、特定の課題に対する特徴的な取り組みの結果を今後の事業実施に生かせること。こういう二つの視点から対象事業を選定するというところでございます。事業を選定する時期ですが、2番に書いています表にあるように、現在既に完了している事業がでございます。

これは、(1)でございますが、農水省関係の公共事業等につきましては、14年から19年まで完了した事業ということで約30件、県土整備部関係の事業につきましては約60件、合計90件でございます。これらにつきましては、この中から、この取扱要領施行後、速やかに選定をしたいと考えてございます。

(2)番が現在継続中の事業でございます。これにつきましては、全体で県の整備と農林関係を合わせまして、約190件ぐらいでございます。これにつきましては、必要と判断した時点で速やかに選定ということで、具体的には一部につきましては、この秋までに選定をしたいと考えてございますし、今後まだこの審査会に諮るような案件につきましては、その時点での判断というふうに考えてございます。

それと(3)番は、今後審査会の対象となる事業につきましては、その審査会の時点で事後評価に付すかどうかという判断を行い、選定をさせていただくというふうに考えてございます。

それと第3として、評価単位の特例ということで、これは第4条の第2項で規定しました事業の単位でございます。基本的には原則として新規事業、あるいは再評価を受けた単位ということなんですが、例えばこの道路、街路のところにありますように、複数の事業が一体となって効果を発揮するような事業、これらについては、まとめて事後評価の単位としたいというふうに考えております。こういう例外を設けてあります。

逆に次の5ページの公園事業などのように、全体事業は1本で受けているんですが、例えば部分開園があったというような場合については、そういう場合でも事業単位を設定することができるということで、必ずしも新規、あるいは再評価のときに受けた事業単位にこだわらず、適切に区分をして、評価対象としたいということでございます。

第4は、その場合の事業完了の定義ということで、幾つかのグループをまとめて事後評価する場合については、すべてのそれに含まれる事業がすべて完了した時点をもって事業完了とみなすこととする、という規定にしております。

以上が、取扱要領及びその細目ということで、現在事務局の方で考えている原案でございます。

会長

ありがとうございました。非常に事後評価として大事な問題でございますので、なにかご意見ございますでしょうか。どうぞ、委員。

委員

すごく素朴な、前回は今回もふえたんですね、出ている議論かもしれないんですが。

今回ここにいただいている案1のまとまりの3ページのところで、おまとめくださっている別表に記載されている実施時期について、教えていただきたいんですが。これは、国交省と農水省の枠組みから導き出された5年という期間。一つのめどが出ていますが。これは、何かこのあたりにするという理解があるのか、あるいはもう少し柔軟に対応できる、例えば7年にするとか、10年にするとか、逆に3年とか、それがあるのかどうかをちょっと教えていただきたいんですけども。

事務局

一応5年ということを目安にしています。原則としてというふうにつけておりますので、あくまで一つの目安というふうに考えていただきたいと思います。ただ、資料の保存とかという意味がありますので、例えば10年、20年ということになると、なかなか実務的には難しいようでございます。それと5年たてば、一定の効果は発現されるだろうと。もちろん5年たっても、なかなか事業効果が見えないものの中にはあると思います。その場合については、原則としてということで、活用しながらもう少し先でやるという選択もあり得るというふうに考えております。

委員

ありがとうございます。予想通りの部分なので、このあたりのところはまことに難しいというか、もう一つお尋ねしたかったのは、やっぱり資料の保存の問題で5年ということですね、大体。

事務局

物によってはいろいろあると思うのですが、設計書なんかは5年だったと思います。

委員

国レベルでも昨今問題になっていることが出てきているので、いわゆる一般市民的感覚で申し上げれば、やっぱりそんなに延々とおいとけないものである部分はわかる部分があるんですけども、金額がまあそれは5年たったらというような、家電製品のようなレベルじゃないので、このあたりのところは本当は考えなきゃいけないんじゃないかなという、感覚があるんですね。というのは、これまで出させていただいている中で、100年の計をもってして、やっていただいた方がい事業ですねと申し上げたことも、事業もあるわけです。例えば、もう具体的に名前を出せば、阪神電車の駅をつくるような事業というのは、5年たったら効果が出るかもしれないですが、もっともっと長い目で見なきゃいけないものもあるので、このあたりのところをもう少し工夫ができないのかなあという思いがあります。ですから、難しいところだなあというふうに思うんですけども。

ども、どうでしょうね。事業の金額によったら、場合によってはプレートして10年目で見直した方がいいこととか、金額だけじゃなくって、内容によっては検討を加えた方がいい。ということは、関連して出てくる問題ですけれども、やはり資料の保存の問題、5年で捨てていいものかどうかという部分もあるのではないかと思います。膨大なものになりますけれども、今はデータ化しておけば、残るものでもありますし、このあたりのところ、ちょっとほかの委員の方からご意見を伺えることができればと思ったり、ちょっと感想めいたことですけれども。

会長

どなたかご意見ございませんか。資料をおいとく方は5年目に審査をやって、これで効果がわからないから、また5年後にしようというけじめをしかるべき方がやればいいが、さかのぼる方はできない。おいとく方はその次の委員会の審査会で決めればいいと思いますけれども。非常に難しい問題かもしれません。それ以前に捨てられちゃったらどうするかと。

ほかにごございませんか。

じゃあ私から一点。第3条の視点のところですね。いつも問題になります。効果とコストの問題。これについて書いてないのですけれども。つまり、20億円なら20億円でできるというので、パスしているのに、実際やり始めたら40億円かかったとか、あるいは、逆に効果の方で、この辺に道路が通ればこれくらい皆さんにプラスになるのだということと計算していたのに、実際に通してみたら、邪魔になるようなことばかりというような、その辺をどういうふうに入れるのか。

事務局

当然、当初の調書は、事業期間とか事業費を書いておりますので、それに対応する形で計画はこうであったけども、実績としてはこうであったと。それは事業期間、コストについてもそれは当然記載をさせていただきます。

私が説明申し上げたのは、評価調書の後段の部分と言いますか、評価の視点の部分ということで、新規評価調書における、必要性などをうたっている部分、そういう項目として、ここに書いてあるような評価の視点を設定するというので、その前段で当然事業費、事業期間についての対比はさせていただく予定でございます。

会長

それはどこに書いてあるのですか。

事務局

そういう意味では、ここには抜けてます。

会長

それが一番大事なのだが。

事務局

なるほど。わかりました。

会長

もう一点はですね。要するに、その事業に関係する県民の意見というのは、どこでどう発言されるか。これはいいものをつくってくれたって、県民、関係住民が喜んでおられるのか。何をこれ、やりおってんということになるのか。それをどこでどうくみ上げたらいいのか。

事務局

それは評価の仕方の一つとして、例えば住民の意見を聞くのが適切な場合、そういう事業については例えばアンケートをやる。必ずそのすべての事業のアンケートをやるということでもないような気がするのですけれども、そういうことが適した事業もあるし、そうでなくて客観的な手法で評価できるものもあるということで、それは特にすべてに対してやるという書き方はしてはございません。ただイメージとしては、そういうアンケートも当然我々としては想定してございます。

会長

アンケートにしましても、国民投票のやり方とか住民投票のあり方とかで、国が真っ二つに割れたりしているのもたまにあるようですから、アンケートをやるというのは簡単なのですが、じゃ、どういうふうにしてだれがやるのかということまで決めちゃうのか。県にあるのは公聴会の規定だけでしょう。ほかは県民の意見を聞こうという規定はないですよ。

委員

だけど、公共事業に対して、一々回って公聴の、県民の意見を聞き出すと、これ本当にどこで収束するのかということになる。というこたえもありますから、このあたりはちょっと慎重に、考えなければいけないという感じはします。この公共に対して結果はどうかと、県民の方からこんな何をつくったんやというようなときにですよ。県政が責任をもつかどうか問題がありますから、これはちょっと慎重にどういう対応をしたらいいのか、簡単にこの中でうたうことだけではできないんじゃないかなという感じはし

ますけどね。

会長

私もそう思います。この中で書いたら、かえってややこしくなる。どっかでやはり、県民の力で実際の地元住民の意見というのは、くみ上げる姿勢が欲しいですね。

委員

むしろこれは、審査会が審査する事業に対してどういうふうにかえるかということですよ。だから、例えば県民から意見が出てきている事業があるとします。もし必要であれば、この2項の、審査会が特に県が選ばなくても取り上げて、ここで評価をしたらいいじゃないかと思います。むしろ、県民の意見が先に出るのではないですか、そういうことであれば。ここで評価したものを県民が評価するわけじゃない。だから、それはそういうことで考えたらいいのではないですか。

会長

そういう点では、マスコミの非常にいいように。

委員

もしそういうものが出てきたとすればですよ。

委員

この審査会が県民の意見をリードするというでもないような気がする。

会長

ではないですよ。

中西委員

これにうたっておきますと、審査会は何をしていたんだ、というようなことに文句を言うわけですよ、それがありますから、それは別途違う場でそれは県民からの評価を受けるといんじゃないかと思いますけど。ここが違うんじゃないかなと思いますね。

会長

もちろん県議会からもありますし。ほかにございませんか。

委員

いいですか。この評価調書というのは、様式があるわけですか。これが基本になるわけですか。

事務局

きょうは実はお示しはできておりませんが、一応我々としては考えてございます。

委員

この評価指定のところここに上がったようなものがずっと並ぶ項目が。

事務局

そうですね。

委員

ということですね、基本的にはね。一定のものがあるわけですね。

事務局

まだ正式には、様式まで決めていませんので、こういうことで、要領なり、細目規定が決まれば、次は様式の規定の決定ということで、大体イメージは我々としては持っております。

委員

いや、視点がずらっと並んでいるのは、こういうことかなと思うんですけども。

事務局

例えば、先ほど私が言いました事業期間とか事業費というのは、ああいう形で対比をして、その下に先ほどの要領にあるような視点の項目で記載をしているというイメージを今考えてございます。

委員

いや、質問したのは、要するにこの各項目について、例えばこういうプラスがあった、一方でこういうマイナスがあったということが、並列的に記載されて、結論としてどうなったのかというあたりまでしっかり見えるものになるのかどうかという感じがする。

要するに、各事業の問題点あるいは効果みたいなものは具体的に記されてくるんですけども、そういうのを総合的に判断して、結局この事業は結論としてどうだったのか。あるいはそこからくみ取れるような教訓ですね。それぞれの改善点は多分わかると思うんですけども。教訓としては何なのかという、ある程度具現化したようなものが入ってくるのかどうかってあたりが、ちょっとどうなのかなと思ったんです。

事務局

この裏面。例えば、改善措置の必要性とかあるいは今後の事業への教訓あるいは、どうにかしてくれというような項目も記載をするように考えていまして、例えば改善措置の必要性については、この場合はたまたまないとか、特段なかったとか。ただし、教訓としてはこういう、例えばここでは住民との合意形成手法が非常に効果的であったので、こういうことについては今後の事業に活用していきたいというふうなことを、当然そう

ということにつなげていくと。

そもそも事後評価というのが、同種事業が繰り返される中で、いかに活用していくかという視点でやっていくということなので、当然そういうところの部分の記載を最後にはするというふうに考えてございます。

会長

これは道路事業ですか。何かを例に。

事務局

たまたま山手幹線の事業の一つ、例として我々の方で案としてつくったものですが、確かに、そりゃいろんな事業がありますので、きちっとうまくあらわせるものと、あらわせないものが確かにあると思います。

会長

その辺はやはり審査に当たりまして、意見のやりとりの中からも言えると思います。一応、こういうようなものを県としては考えて、事務局としては考えているという案を、出していただきました。

ほかにはございませんか。どうぞ。

委員

ちょっと長期的な観点で、お尋ねと確認ですけれども。

どの案件が事後評価になるかというのは、金額が大きいとか特徴的なということがあると思うんですが、審査をしている段階から、これは絶対事後評価がいりますよねという意見が出るような特徴的な案件については、優先的に事後評価にのせることは可能なのかどうかというようなことは、どこかにないですか。

事務局

先ほどの4ページ、細目の中で第2の2番の表の中の(3)初めて審査会の対象となる、いわゆる新規評価を受ける事業なんですけど、これについては審査会での審査の時点で選定していただくと。その前提として県としての考え方、我々としてはこの事業は事後評価をすることが適当と考える、あるいは適当と考えないということを示させていただいた上で、ここでの判断を受けるという考え方でございます。

会長

例えば、今まであんまりやられなかった手法だけでも、この事業ではこういうことをやりましたというような最初の審査段階に、じゃ、そしたら5年先に報告しなさいというあれはつけられるはずですね。今度の分で言いますと、太陽光発電を利用するのかと

というのは、ちゃんと報告しなさいというのは、これからは言いやすくなる。

事務局

確かにここの審査会で、そういう視点を明らかにしていただけると、逆に非常に我々としても事業評価を取り組みやすいということにはなります。

会長

ほかにご覧いませんか。

委員

先ほどの、例えば山手幹線にメリットが大体書いてあったような感じですがけれども、広幅員の都市軸ができたということなんかで、実際は高齢者や、障害者が渡りにくくなったとか、そういうふうな視点なんかはかなり丁寧に見て、書いといていただくようなことが必要だと思うんですね。どういう視点で見るかというのが。確かに道路を、たくさん交通をそこに流すという点と、それから市民が毎日使っていて、便利かどうかという。必ずしもいいことばかりじゃないと思うんですね。そういうことをやっぱり丁寧に調書には書き込めるようにしておいていただければと思います。

事務局

はい。確かに一つの事業でもいろんな側面がございます。特に道路なんかは、山手幹線なんかはまさにその代表例だと思いますので、その辺は注意をさせていただきたいと思います。

会長

ほかにご意見ございませんか。どうぞ、委員。

委員

参考までに、これまでのことも含めたような質問なんですが、資料5年というお話なんですが、調書はいつもご苦労してつくってくださっているこの調書というものの保管期限は過去にさかのぼって5年になりますか。というのは、結局事業自体が物すごく長く続いているものもありますよね。

事務局

今のところはですね、この調書、すべてホームページで公開しているんですが、平成12年度からはすべて今のところ、ずっと公開し続けています。

委員

ということは今後も基本的に蓄積されていっている状況と考えてよろしいんですね。

事務局

はい。

委員

ありがとうございます。

会長

ほかにご意見ございませんか。

たいしたことのない質問なんですけど、ほかの県はどうなんですかね。あんまり聞きませんのでね。

事務局

今、事後評価の実施状況ですが、47都道府県のうち、完全に実施しているのが11ございます。試行段階にあるのが16、未実施が20、という状況でございます。

会長

どうぞ。

委員

4ページのところの細目の、ちょっと例示過ぎるかもわかりませんが、道路とか河川とか一番下のところに書いておりました、その事業の効果というものを完全に分離できない場合がありますね。例えば、その水位が低下した、河川事業の場合ですね。ここに書いておりますように、内水事業による効果とそれから外水対策、河川改修による効果と、こう適切に評価単位を分割するとあるんですが、具体的にそういうことができるのか。例えば、水害対策としてはそういう河川整備、それから内水対策整備、それ以外に最近ソフト施策というわけですから、そういうのは、そういう効果によって例えば死者なり、災害が人災が減るといような効果もあると思う。なかなかこう分離しにくいのかなと。

それから、道路の効果についてもその道路の事業によって、交通量がふえた。だけではなくて、その周辺の幹線道路なり高速道路なりの整備も、それから土地利用であるとか、あるいは周辺の地域計画によってそういう傾向があらわれたり。なかなかこう分離できないものは、無理やりこう定量的に分離するよりは、定性的な評価でもむしろいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。そのあたりこう、いかがでしょうか。なかなかこう、分離できないものは無理に分離する必要もないのかなというふうに思います。

事務局

基本は、新規評価なり再評価を受けた事業単位を基本とします。それで事後評価するのが適切でない場合は、幾つかのグルーピング。あるいは分割ということで考えたい。

例えば、尼崎21世紀の森なんかは、幾つかの事業が組み合わさっていますので、ああいう場合は組み合わせるといえることができるかなと思いますが、もともと全体で評価を受けていますので、基本は当初の新規評価を受けている単位を基本にしながら、そこをどこまで束ねた方がよりわかりやすいのかなというところで判断するのかなあというふうに考えて。

会長

思いがけないところにも効果があるし、逆に思いがけない、何て言うんですか。事故なりなんなりが起きているというのは、調書の中に書き込むというのは非常に難しいでしょうね。特に定量的に書くのは難しいだろうと思いますが。

事務局 その数字であらわすことができないなら、写真の比較とかそういうことで、傾向をわかっていただくとかいうこともあると思います。

会長

ほかにございませんでしょうか。

委員

質問かねてなんですけども。評価調書、要領の第5条で、「評価調書は」とこう出てくるんですけども、この事後評価調書というのは、事後評価の対象になったものについてつくられるということなんですよね。

事務局

そうです。

委員

そうしますと、その評価調書をつくるまでのいろんな調査とか、検討とかいろんなことを経ないものについて、事後評価の対象とするかどうかの選定をする段階というのがあるわけですよ。その選定の基準としては細目の第2の1、(1)(2)ということになってくるんだと思うんですけども、その段階では事後評価調書のような詳しいものではないけれども、その概要のようなものはすべての事業についてなされて、その中から選定されていくということに、そういうふうにイメージすればいいんでしょうか。

事務局

4ページのところでですね、完了した事業が約90件ぐらいございますので、その中の

幾つか選ぶ。大体どの程度の事業を選ぶかということがまずあると思うんですが、すべてをやるとするのは、まず時間的に無理ですし、我々の労力としてもなかなか難しい。大体年間3件ないし4件程度の審査をお願いしたいなというふうに考えております。そうしますと、10年間で30件ないし40件程度の審査を行っていただくと。今完了している部分が90件、継続中の事業が190件。280件のストックがあるわけですが、その中から30件ないし40件程度を選んでいくと。今後新規でやることについてはその都度選ぶということですが、それは一応案として、我々が今、持っている考え方で、これは事後評価した方がいいんじゃないかということ案として選びます。それをこの審査会の場でお示しをして、ご判断いただくというふうな過程となると思います。その段階で一々調書をつくって、一個一個お見せするというにはならないと思います。

委員

だから、90件について何と言うか、事業プランぐらいは出して、そしてその中で県としては、こういうことでこうやって選びましたよということを、審査会にやはり説明するというふうに理解していいわけですね。

事務局

そういう考え方です。この場で、秋の審査会の場で、リストと選定の考え方については説明をさせていただく。その上で、選んでいただくというふうになります。

会長

よろしいですか。

いろいろご意見いただきました。

日程としましては、この取扱要領は秋の審査会の前ぐらいにできますか。

事務局

できましたら、本日の意見も踏まえまして、秋の審査会の前、夏8月ぐらいまでに最終案を委員の皆様にお届けしたいと考えてございます。

会長

いろいろとお忙しいと思いますし、また、話がややこしい、あれにもこれにもひっかかるようなものになるとは思いますが、ご意見賜りたいと思います。

これもこの審査会で決めるとかなんとかの問題ではございませんので、いただきましたご意見を事務局の方に提示しまして、原案というか、案の中へ生かしていきたいというように思っております。

いろいろご意見いただきましたが、知事に対するお答えの方で、これはもうこう直し

たほうがいいじゃないかというようなのはございますか。

特にございませんか。今すぐご意見として。

事務局

ちょっとまだできていませんので、文章の形にしまして、お送りさせていただきたい
と思いますけども。

会長

きょうご欠席の委員もいらっしゃいますので、もう一度文章の形に直しまして、そし
てお送りして、何らかの形で事務局に送っていただいて、そこで委員の皆さんの間でか
なり食い違いがあったら、もう一遍やり直して、余り大したことやなかったら、承認い
たしまして、そして知事にお答えをしたいと思います。

特に知事の方からは、これくらいまでに返事をよこせというようななんとかございま
すか。

事務局

時期的には今月の中旬から下旬ぐらいをお願いしたいなと伺っています。

会長

中旬から下旬ということはあまり時間がない。大変お忙しく詰めなきゃならないこと
になると思いますが。そのころには知事の方もわかると思いますんで、それを含めまし
て、とりあえず訂正したところも含めてのご連絡を差し上げたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。お願いいたします。

ほかに事務局の方から。

事務局

修正版につきましては、何とか今週中に各委員の皆さんの方にお届けさせていただき
たいと思います。

そうしましたら、会長、どうもありがとうございました。

そしたら、事務局より事務連絡をさせていただきます。

先ほど言いました審査結果につきましては、各委員の皆様に送らせていただいて、確
認させていただいた上で、修正があれば修正をさせていただいて、会長の方から副知事
へ審査結果を提出していただき、引き続いて記者発表を行いたいと思います。日程、場
所につきましては、また会長と相談させて決めさせていただきますので、よろしく願
いします。

また、昨年度と同様に継続事業の審査、現地視察及び事後評価を行います審査会を9

月ごろから開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お忙しい中、長時間にわたり大変審議ありがとうございました。

終わりに当たりまして、春シリーズの審査、今回をもちまして終了いたしましたので、県を代表しまして、まちづくり担当部長の方からごあいさつを申し上げます。

4 田村まちづくり担当部長あいさつ

5 閉 会